

奈 個 情 第 6 1 号
令和3年2月17日

奈良市教育長 様
(諮問実施機関担当課
教育委員会教育部地域教育課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和3年1月8日付け奈教地第281号で諮問のあった下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-13号】

バンビーホーム登降所等管理システムに係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第42号

諮問：個情第02-13号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市教育長が、放課後児童健全育成事業として開設している放課後児童クラブにおける児童及びその保護者の個人情報を、事業者が管理するクラウドサーバと実施機関が管理する端末機器をオンラインで結合し、当該クラウドサーバ内で当該児童及びその保護者に係る個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市教育長（以下「実施機関」という。）は、放課後児童クラブ（以下「バンビーホーム」という。）における児童及びその保護者の個人情報を扱う「管理システム」について、次のとおり説明した。

1 管理システムについて

バンビーホームにおける業務負担軽減を図るため、児童の登降園管理及びその保護者との連絡の業務のICT化を行う。

(1) 児童の登降所管理等

実施機関は、クラウドサーバのデータセンターに、児童の氏名、学年、出欠、児童を迎えに来る者、児童の降所時間及びメールアドレスを保管し、バンビーホームに設置する打刻用端末機器でこれらの情報と照合するほか、実施機関の地域教育課においては、児童の出欠帳票、日報・月報・事故速報等の児童情報を管理する。

(2) 保護者との連絡

新型コロナウイルス感染症対策として、児童、職員等が感染した際の保護者への一斉緊急連絡や円滑な情報の共有を図る。また、平時においては保護者からの出欠等の連絡や、当該バンビーホームから「おたより」等データ配信を行う。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、「管理システム」を構築及び運用するに当たり、次のような措置を講じることで、申請者に係る個人情報の安全性を確保しようとするものであ

る。

- (1) 「管理システム」に係る仕様書において、受託事業者に次の安全管理措置などを求めることとしている。
 - ア 個人情報の登録や送受信には、SSL通信によるセキュリティ強化により、ウェブサイトからの発信データ改ざんの防止や、ブラウザの入力・送信データの暗号化により個人情報を保護すること。
 - イ クラウドサーバ内のデータセンターは、保護者からの情報を扱うWebサーバと児童等の情報を管理するファイルサーバを分離する構成とし、Webサーバへのアクセス制限をかけることで、不正アクセスの防止とデータベースの安全性を高めること。
 - ウ 入札公告日において、「管理システム」の構築事業者及びクラウドサーバを提供する事業者が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO27001の認証を取得していること。
 - エ メール連絡システムの受注事業者に条例に基づき保護者に係る個人情報を適切に取り扱わせるため、締結する契約書で、奈良市個人情報取扱特記事項を遵守し、適正な個人情報の管理、取扱いを徹底するとともに、児童及びその保護者に係る個人情報の取扱いにおいて必要事項を記載した所定の書類を提出すること。
- (2) クラウドサーバと実施機関が管理する端末機器は、インターネット上に仮想の専用線を設定し、特定の者のみが利用できる専用ネットワークで接続(VPN接続)すること。
- (3) 実施機関の職員がクラウドサーバへアクセスすることができる実施機関業務端末を限定すること。
- (4) 実施機関業務端末を操作できる実施機関の職員を限定するとともに、ID及びパスワードを設定すること。
- (5) その他「管理システム」における個人情報の取扱いについて、その作業手順等を定めた「ファイルサーバ運用マニュアル」及び「バンビーホーム登降所等管理システム個人情報管理マニュアル」を作成すること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が「管理システム」を構築及び運用するに当たり、第2の2(1)から(5)までの説明による措置を講じようとしていることから、「管理システム」において児童及びその保護者に係る個人情報を取り扱うことについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ

はないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該保護者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、実施機関が「管理システム」を運用するに当たっては、次の事項に留意し、保護者に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関は、児童及びその保護者に係る情報の変更を求めるときは、当該本人のなりすましを防止する仕組みを導入するよう努めること。
- 2 実施機関は、スマートフォン等情報端末を保有していない保護者に対しては適切に対応すること。
- 3 実施機関は、「情報セキュリティインシデント発生時の報告体制」を定めているが、有事の際はこの報告体制が有効に機能するよう運用すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 1月 8日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 1月 21日	令和2年度第8回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和3年 2月 17日	令和2年度第9回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 2月 17日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長

浜口 廣久	弁護士	会長職務代理者
-------	-----	---------